

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 保育の理念

1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	a・Ⓑ・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

評価所見

<p>那須烏山市次世代育成支援行動計画（すくすくこどもプラン）の基本理念を公立の保育園3園では共通の保育所の理念として掲げている。今年度保育理念を七合保育園独自に策定し、子育て家庭へのより良い支援を職員が連携して行うことを使命として保育課程に明記している。</p> <p>更に保育課程には保育理念の基、具体的に保育方針と保育目的を定め、育む子どもの具体的な姿を示している。これらは保育を実践する上で目指す方向を示すものであるため、今後は保育の一貫性、体系性も考慮した編成を心がけ、保育の質の向上に努めることを期待する。</p> <p>年度末に理念や保育方針を見直し、新しい職員体制となった年度初めの職員会議で見直した理念や保育方針を周知している。</p> <p>すくすくこどもプランの基本理念や保育目標・保育方針は、園のパフレットに記載され、保育目標と保育方針は入園のしおりで保護者に説明されている。今後、七合保育園独自に策定した保育理念は、現在見直し中の入園のしおりに盛り込み、改めて配布の予定である。地域の住民や関係機関等への理念や保育方針を周知する取り組みは行われていない。</p> <p>一人ひとりの子どもを大切にすることを保育課程の理念に掲げ、保育所の社会的責任として人権尊重を明示し、保育場面での子どもの個人尊重やプライバシー保護に配慮することを盛り込んだ標準的な実施方法を職員に配布し、職員会議や朝のミーティングで共通の理解を図り、一人ひとりの子どもを尊重することに努めている。</p>
--

評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a・Ⓑ・c

評価所見

健康管理に関するマニュアルが作成され、入園前面接で健康状況を把握し、毎年度末に健康記録を家庭に戻し、予防接種等を含め健康状況を確認し管理されている。日々の健康状況は毎朝のミーティングで周知され、園の様子は降園時に口頭や連絡ノートで保護者へ連絡されている。但し、年間を通じて健康の保持、増進を行うための保健計画は作成されていない。今後、保護者の協力を得ながら、生活リズムや食習慣等を把握し、発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助するための保健計画が作成されることが望まれる。

食事に関しては、食育計画にそって、食への意欲、食べ物への関心・感謝などが、野菜の栽培や当番活動、市の栄養士による食育教室などを通して、年齢に合わせ育まれている。2、3歳児が野菜の和え物をお代わりする姿が見られた。3世代の同居・交流が多い地域性から家庭の食生活に野菜は欠かせないものと考えられるが、保育園でもその良さを捉え、子ども達が野菜を好む食生活を大切に育てている。食事の量は個人差に合わせた配慮があり、皆が楽しんで食事をする姿が見られた。食物アレルギーへの対応調理も、保育士と連携し安全に配慮し行われている。毎日の喫食状況（食べる量や残食量、好き嫌いなど）は、検食簿によって調理員に連絡され、市の給食会議で見直し、改善を図っている。

内科、歯科検診結果は児童票の記録に残し、保護者に伝え園や家庭での健康管理に結びつけているが、保健計画として保育に活かす取組までには至っていない。

健康や食事に関しては、毎月家庭に発行されている「保育だより」の中に「ほけんだより」「食育だより」のコーナーを設け、季節による健康への注意事項、食事の量の個人差や発達に必要な栄養についてわかりやすく伝えている。

2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
II-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
II-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
II-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a・Ⓑ・c
II-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・Ⓑ・c

評価所見

入園説明会、個人懇談、日々の保護者との会話から聞いたこと、保育園での園児の姿から一人ひとりの発達や状況を受け止め理解し、職員間で共有し検討され、働きかけや援助が行われている。保育士は穏やかで、注意を促す時も否定的な言葉でなく、「1回で出来たね」「すぐわかってくれて嬉しい」など肯定的な言葉かけが多く見られた。集団で行われた活動への参加も、無理強いすることなく本人の意思が尊重されていた。

発達状況に課題がある子への配慮は、市の関係機関と連携し保育方法などが検討され、保護者への支援も含め行われている。市として幼児期から最終的には18歳まで成長を応援するしくみが始まっており、子どもの特性に合わせた細やかな配慮を行うため取り組んでいる。

長時間にわたる保育のため保育士間の引き継ぎは、メモ書きで伝えられ保護者に必ず伝わるようにしている。今年度は、第三者評価の受審を契機に早遅番保育の見直しが提案され、園全体で子ども一人ひとりが家庭的な雰囲気の中で遊べるよう検討された結果、現在は、早遅番の人数や保育室の狭さを考慮し、早番は0歳から3歳児と、4・5歳児にわけ年齢に沿った遊びを楽しめるよう配慮され、遅番は5時までのクラス保育後合同保育になり、異年齢児の交流を大切にされた保育が行われている。

転園や保育サービス終了に対してのしくみは整備されていないが、園としては保護者からの相談には対応している。

3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・ (b) ・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	(a) ・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	a・ (b) ・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	(a) ・b・c
II-13 保育者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	(a) ・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	(a) ・b・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	(a) ・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	(a) ・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	(a) ・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a) ・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a) ・b・c
II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a) ・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	(a) ・b・c

評価所見

<p>市立保育園合同で策定した保育課程や保育所保育指針などの主旨を基に研修し、園独自の保育課程が編成されてはいるが、地域の実態、家庭の状況、保育時間などを考慮しての編成にはなっていない。更に子ども達の心身の発達や生活、地域の実態に即し、今までの保育園の特色を生かした保育課程を、職員全員が参加して編成されることが望まれる。</p> <p>入園に際しては、年齢別による面談票により保護者と面接聞き取りをし、子どもに関する状況が把握されている。入園後は「子育て応援シート」により面談を行い、子どもに関する状況を把握し課題等を保護者と共有できるようになっている。応援シートなどからは、子育てと仕事などで忙しい保護者へのねぎらいが感じられる。保護者と共に子どもを見守り保育を行うと共に、保護者への支援も行っている姿勢が見られる。</p> <p>年間指導計画、月案などは、現在園内で全職員が参加し外部講師を招き研修をし、見直しが行われている途中である。今後具体的な計画作成の留意点、評価のしくみを含めマニュアルが作成され、保育に活かされることが期待される。</p> <p>標準的な実施方法は、市内保育園共通事項は整備されている。園独自の実施方法については必要に応じて文書化されているが、見やすく利用しやすいよう体系的整備が更に望まれる。</p> <p>子ども一人ひとりの発達状況・生活状況・保育経過記録等は、児童票・個別応援計画等に記入され管理されている。健康に関する記録やアレルギーに関する記録、日々の乳児の午睡チェック表なども整備されている。</p> <p>記録の保管方法については、園長を責任者として市の管理規定に沿って適切に保管されている。職員には、取扱い等について日々のミーティングや職員会議で周知されている。個人情報</p>

の保護や開示に関しては、入園時に保護者に説明している。

少人数の規模の良さが生かされ、職員は担任以外の子どもの状況等も把握し共有している。日々の状況は、口頭のみでなく、ミーティングノートやメモの記述として伝達されている。

乳児クラスは、8か月からの0歳児と1歳児の混合クラスであるが、発達や健康状態に応じ一人ひとりがゆったりと安心して過ごせる保育が行われている。訪問者に人見知りした子が、担任に走り寄り抱かれ安堵する姿からも見て取れる。保護者とは乳児連絡帳や送迎時の会話により、日々の健康状態や生活状況を伝え連携している。

2歳児クラスは、トイレが幼児組と共有であるなど施設的な課題もあるが、職員が必ず付き添い一人ひとりに対応している。訪問調査時には、来年度幼児組への進級を踏まえ自分でしようとする気持ちを育て、生活習慣の基本が身につくような配慮が見られた。乳児連絡帳は使用していないが、幼児組と同じ連絡帳を使用し、送迎時に聞き取りを行い、必要なときは別紙に記入し連絡帳に追加していく方法を取り保護者と連携している。

3歳児以上のクラスでは、体を使うことの楽しさを、皆が同じ運動をすることからではなく、様々な遊びの中から味わえるようにと玩具等の配慮が行われている。基本となる生活指導については、発達に合わせた望ましい活動の時期を見落とさないように生活指導計画が作成されている。3歳児では時計への関心が育てられ、4歳児では新しいゲームへのチャレンジが見られた。生活の中では、子どもの希望を取り上げ皆で話しあって決めるなど、子ども達が言葉で自由に表現する姿が見られた。5歳児は就学を考慮して、椅子の座り方に意識をもたせ、朝の会で一日の生活の流れを説明し、次のことを考えて自ら行動できるよう取り組まれていた。子どもから「雨が降ったらどうするの？」など質問が出され皆で話し合う姿もあった。

小学校とはお互いに訪問する機会がもたれ、小学校まで歩く交通安全教室も行われている。保護者とは、就学児健康診断がある時期に個人懇談がもたれ、就学後の生活に見通しを持ち、家庭と連携していけるよう計画されている。

4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-22 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-23 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	(a)・b・c
II-24 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-25 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
II-26 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c

評価所見

保育者はいつも笑顔で子どもの身近におり、信頼関係が築かれている様子が伺える。遊戯が終わると保育士に子ども達が「抱っこ」をせがみ、保育士が笑顔で遊戯を褒めながら抱擁している姿が見られた。昭和40年設立の建物であるが、壁やドアは淡い色で塗られ、暖かみのある雰囲気である。窓はクリアボードで割れにくくなっている。室内の温度設定は細やかに調節され、近くに大きい建物も無いため採光も良好である。また、保育補助者が園内各所を保育補助の合間に清掃を行っており、常に衛生的に保たれている。

各年齢に合わせ、基本的な生活習慣が身につく、自身で身の回りのことができるよう声を掛け促している。年長児は小学校の準備も視野に入れ、ハンカチをポケットにしまっておいて自身で判断し利用するなどしている。

朝夕の自由時間では、異年齢での交流ができるよう設定されており、ブロックを上手に作れる上の年齢の子どもが、下の子どもに作り方を教えたり、作ってあげたりする姿がみられた。

兄弟のいない子どもも、自然なかかわりのなかで年上の子に遊んでもらったり、年下の子どもを遊んであげたりとの経験をすることができている。

異年齢でも行われる散歩は、6コースに分かれており、それぞれ、「虫取り・草花とりなど行えるコース」「どじょう・ザリガニと触れ合えるコース」「交通ルールを学習できるコース」「犬と触れ合えるコース」「地域の公民館をまわるコース」「草むらで遊ぶコース」と様々な活動やふれあいが楽しめるコースが用意されている。散歩を通じて異年齢交流や、自発性の発揮、社会性の獲得、交通安全の学習など楽しみながら行えるよう設定されている。また、各コースが記された散歩マップには、職員への散歩についての留意事項や、そのコースの特徴が分かりやすく書かれており、保育に役立てられるように作成されている。

0歳から積極的に保育士が絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、更には地域のボランティアにも読み聞かせをしてもらっている。月に1回市のALT(外国語指導助手)による英会話教室を実施して、他言語へのふれあいも行っている。講師は、子ども達のために趣向を凝らし、ハロウィンやクリスマス月には、衣装や内容を工夫して子ども達を楽しませている。

評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

評価所見

配布される献立表には、アレルギー表示、材料、栄養素が書かれており、旬の食べ物の説明なども記載されている。週に3回給食を写真に撮り、掲示板に貼り出している。帰りがけ、園児が保護者に写真を見ながら今日の給食の説明などしている姿がある。保護者も給食に関心を持ち、給食で出たメニューを自宅でも作りたいとレシピを聞かれ作り方を伝えたこともある。保護者や地域の人から苗等を頂き、ジャガイモ、キュウリ、なすなど年長児が作り、それをみんなで収穫している。

送迎時には、保護者との会話を大切に相談し易い雰囲気を作っている。また、「毎日よく眠れていますか？子育てに不安はありませんか？毎日の生活の中でほっとできる時間はありますか？」と、保護者が子育ての不安などを訴えやすい工夫をした子育て応援シートを作成し、個別懇談資料としている。

全園児の保護者を対象に保育参加を実施している。自分の子どものクラス以外へ入り、保育者補助として、読み聞かせなど直接園児への対応も行っている。保護者は、1週間の期間の中で都合の良い日程を事前に調整し参加している。保護者からは、園の様子がよく分かったなどの好意的な感想が聞かれ、今年度中に2回目も企画されている。

虐待防止マニュアルが整備され、全職員が対応できるよう周知されている。虐待に関する必要な研修には参加し、参加した職員は復命にて全職員に伝達している。虐待に関する実際の対応は園長を中心に行うこととなっているので、各種会議には園長が参加して関係機関と連携が取れるよう日常的に情報交換等行われている。

2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	①・b・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	a・②・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・②・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・②・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	①・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・②・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	①・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	①・b・c

評価所見

地域の人が子どもに手作りの小物を作ってくれた交流から発展し、「昔遊び」を定期的に教えてもらい、地域の人々の好意で芋ほりやイチゴ狩りが実施されている。芋ほりでは子ども達が喜ぶようにと、畑には飼料で動物に見立てたオブジェを作ってくれるなど楽しい思い出に繋がる交流が続いている。

地域の福祉ニーズはこども課で把握を行い、市全体として事業を計画しており、七合保育園として市の事業の一翼を担っている。そのため、積極的に福祉・子育てニーズの把握に努め、把握したニーズを事業に繋げることを園独自に行っていない。但し、事業以外の活動としては、那須烏山市子育て親育ち講座の一環として、講師による子育ての話しと、ミニコンサートを開催している。

地域との交流を目的に、2月には保護者会と協力して「人形劇」の観劇を企画している。園長・副園長が地元自治会長宅を回ってチラシを配布し、回覧板も活用して地域へ参加の声掛けを行った。通園している子どものいる家庭はもとより、地元の高齢者から、「家族に保育園に通っている子どもはいないが参加しても大丈夫か？」との問い合わせがあるなど、地域の人々も楽しみにする催し物となっている。

入園前相談に応じ、地域の方からの子どもの遊び場が無いとの相談を受け、市の他施設を紹介したりなど、市の保育士として相談に応じている。また、職員間で必要な社会資源を周知しておくため、一覧表を作成し事務所に設置してある。

地域における支援との位置付けで、ボランティア活動を通じて園を知ってもらうなどの目的を持ちボランティア受入れを行っている。本の読み聞かせや昔遊び、手品、手遊びなど地域の人々が定期的にボランティアに訪れ、園児は楽しいひと時を過ごしている。しかし、ボランティア受入れに対する意義・方針の明文化や必要な説明、研修等の受入れマニュアル作成までには至っていない。今後もお互いに有意義なボランティア活動が継続できるよう、ルール等を明確にしたマニュアルの作成が望まれる。

関係機関と連携して「個別応援計画」を作成し、子どもの特性に応じた支援を行っている。更に個別応援計画は在園中のみならず、卒園後小学校へ引き継がれ、18歳まで本人を応援・支援できるものとして作成されている。

利用希望者に対して、園長が窓口となり見学対応も含めた説明や、必要に応じて他園の情報も提供している。パンフレットには、市の子育て基本理念や保育目標等が記され、利用案内や写真、イラストが豊富な年間行事等が書かれている。更に、来年度用に「子ども子育て支援制度用のパンフレット」も作成され、来年度への説明も合わせてできるよう整備されている。新制度パンフレットの説明も十分にすることができるよう新制度の勉強会を数回開催している。

希望者には入園前子どもと保護者が一緒に体験利用を行い、満足できるまで園を理解しても

らい、利用の判断をしてもらっている。入園時は分かり易く作成された入園のしおりに沿って二人対応で丁寧に説明し、持ち物などは現物を見せて理解してもらおうよう配慮している。

評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
IV-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㉠・b・c
IV-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	㉠・b・c
IV-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㉠・b・c
IV-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
IV-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c

評価所見

「保健衛生マニュアル」「感染症マニュアル」「食物アレルギー対応マニュアル」が整備され、副園長を担当者として緊急対応がなされるよう体制整備が図れている。各クラス、毎月事故防止チェックリストを作成し、二人体制にてチェックを実施している。その結果を月初めのミーティングで園長に報告し、必要に応じて対応等行われている。

市作成の「那須烏山市危機管理マニュアル」園独自の「危機管理マニュアル」を整備している。毎月計画により消火・避難訓練が実施され、消防署職員による総合訓練、救急救命講習会も実施されている。事務室には備蓄リュックが置かれ、水、カンパンなどが入っており、すぐに持ち出せるようになっている。災害時、安全に家族へ子どもを引き渡せるよう「引き渡しカード」を毎年保護者に説明後記入してもらい、緊急の時でも安全、確実に子どもを保護者に引き渡せるよう対応が整備されている。

ヒヤリハット報告書は内容、原因、対策を記入する欄があり、各職員が発生時記入し、職員会議等で検討し対策を講じている。トイレ前で子ども同士がぶつかってしまう事例では、テープを床に貼り目印としぶつからない対応を取り、また、アレルギー児の出席状況を間違えないよう確認方法の変更、発表会での大道具の置き方の配慮など、細かい内容であっても改善の必要がある場合はより良い方法をみんなで考え、安全確保・事故防止に努めている。

食物アレルギーに関しては、アレルギー対応食指示書を医師から受け、保護者からアレルギー対応食実施申請書の提出及び聞き取りによって対応している。給食の際は、他の園児の給食と間違えないよう、食器にラップをかけて記名されたものを保育士が本人に手渡し、確認を行っている。自園での調理のため、保育士と調理員が連携し細やかな対応が可能となっている。

「大量調理実施衛生管理マニュアル」「調理施設自主点検表」「調理従事者の衛生管理点検表」を活用し、定期的に点検を実施している。調理員は衛生管理研修に参加し、市内他園の調理員と月1回の検討会を開催し改善に努めている。

2 職員の資質向上

	第三者評価結果
IV-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	①・b・c
IV-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	①・b・c
IV-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・②・c
IV-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・②・c
IV-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・②・c
IV-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・②・c
IV-12 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	①・b・c
IV-13 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・②・c
IV-14 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・②・c
IV-15 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・②・c
IV-16 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c

評価所見

保育士全員の自己評価（年2回）を実施し、保育の実践状況を振り返り、園長が個別面談を行い、園長と副園長で課題をまとめ、今年度は日誌の書き方と指導計画の策定に関して改善を図っている。特に指導計画等の策定に関しては、幼児教育センターの指導主事を講師に研修を行い、保育が計画的に行われるよう取り組んでいるところである。保育所として自己評価については、前年度第三者評価を受けた公立保育園の評価結果を参考に、園長、副園長、主任を中心に七合保育園として課題の把握を行い、改善に向けて取り組んでいる。今回の第三者評価の受審を契機に、今後は組織としての自己評価を実施して、職員の参画のもと評価結果分析を行い、園の運営改善への取り組みを更に進めることを期待する。

人員体制については、園としての要望を市に提出し、市の人事計画に従って、新規採用と3つの公立保育所間等での職員異動により、職員配置がなされる。保育士の数については、保育の必要に応じて加配もされているが、正規保育士が少なく、正規職員を配置できないクラスがあることが園としての課題となっている。

客観的な考課基準を明確にして行う人事考課制度は導入されていないが、正規職員については市の担当課長による面接で定期的な人事評価が実施されている。但し、臨時職員については行われていない。職員の就業状況や意向は園長が把握し、休暇や研修等で職員が欠ける時は必要に応じて市に登録されている保育士を手配することもある。

職員の福利厚生については、人間ドックや健康診断等の他、福利厚生事業の利用など、臨時職員も正規職員に準じた扱いとなっている。

職員研修については、職員一人ひとりについての研修予定が作成されていて、県北部地区保育研修会・県教育センター研修・県社会福祉協議会研修等に職員が参加し、職員会議等で伝達研修も行われている。但し、職員に求められる知識や技術等を明確にした研修計画としては不十分で、研修成果の評価には至っていない。今後、保育の質の向上のために全ての職員が納得して研修に取り組めるよう職員の意欲喚起を図り、研修計画の充実と研修成果の評価の実施、研修体制の充実を図ることが期待される。

保育士養成校からの依頼を受けて年に数名の実習生を受け入れている。実習の目的が示された保育実習計画を用意し、副園長が実習指導者となる保育士の研修を担い、保育実践の場では各クラス担任が丁寧に対応・指導を行い、保育を担う人材の育成に積極的に取り組んでいる。

3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	①・b・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・②・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・②・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	a・②・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	a・②・c
IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	①・b・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	①・b・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	①・b・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	①・b・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	①・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	①・b・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a・②・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	①・b・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a・②・c
IV-32 外部監査が実施されている。	a・b・③
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	①・b・c

評価所見

<p>七合保育園の中長期計画に該当するものは、那須烏山市次世代育成支援行動計画（すくすくこどもプラン）（後期計画）の中に含まれており、計画の基本となる考え方に基づいて園の運営及び保育サービスの充実が図られている。今後も七合保育園独自で中長期計画が策定される予定は無いので、現在策定中の新しい子ども子育て支援計画に委ねられる。</p> <p>七合保育園は、保育課程の保育理念（事業運営方針）の下、指導計画や研修計画、食育計画、行事計画など様々な計画に基づいて運営されているが、事業計画として体系的にまとめて策定されたものはなく、事業計画の構成要素となる計画等が個々に作成されている。また各計画の策定に当たっては、実施状況の把握や評価・見直しを組織的に取り組むまでに至っていない。行事計画は総会で説明されるが、事業計画は計画としてまとめたものが無いこともあり、保護者等に周知されていない。今後、園の運営全般についての計画・事業を網羅し体系化された内容の事業計画を作成するとともに、職員の理解を図ることや保護者等への周知にも取り組んでいくことが望まれる。</p> <p>園長を始め職員は、保育園に関することに対して保護者等が意見や要望等を述べ易いように心掛けており、子どもの送迎の際も保護者等が話しやすい状況を作っている。保護者との個別懇談会も聞き取る内容を事前に検討し、記録様式も新たに作成し、その内容を基に、まとめて職員全体で検討し、その後の運営や保育の見直しの機会としている。また、発表会・運動会・遠足・保育参加など行事等に関して、終了後アンケートを実施して保護者等からの意見を集約・分析し、結果を保護者等に周知し、改善を図っている。</p> <p>今年度プライバシー保護についてのマニュアルを策定し、プライバシー保護と個人情報保護</p>
--

についてそれぞれの内容を理解出来るように園長が職員に説明を行い、理解の徹底を図っている。プライバシー保護マニュアルには、5クラス別にプライバシー保護に配慮することが、発達を考慮して具体的に表現されている。

苦情相談等の解決の仕組みについては、苦情解決マニュアルが策定されていて、対応手順や記録方法等も明記されている。また、苦情申し出窓口の設置に関しては、お便りを保護者に配付し、苦情相談のポスターも掲示して保護者等に周知を図っている。苦情受付記録には事例が無く、苦情が無い状態である。

園長の役割と責任については、園務分掌表等に明示されており、園長として必要とされる法令・制度についても研修等を通じて理解を深めている。また、副園長との連携、副園長・主任の協力を得て、職員の意向を把握して職員の意欲を引き出し、保護者から信頼され、地域住民から愛される園を目指して、運営及び保育の実践に努めている。園長は積極的に自らの役割と責任を追求し、保育の質を高める姿勢が第三者評価実施に関してもみられる。昨年度実施した他の公立保育園の第三者評価の結果を参考に、七合保育園としても取り組むべき課題を明らかにして改善に取り組んでいる前向きな姿勢は高く評価できる。

保育所を取り巻く情勢の把握や経営状況の改善に向けた取り組みについては、園からも保育現場の現状や住民のニーズ等を主管課に伝えている。また、園長は業務の適正化や経費節減にも積極的に取り組んでいるが、人員配置においては、全クラスに正規職員を配置できないことを課題としている。

園に対する行政監査は実施され、指摘事項は改善されている。但し、公認会計士等の会計に関する専門家による外部監査は市として取り入れていないので、C評価となる。

保護者からの意見や要望等については、苦情解決マニュアルと一体となった意見・要望等の対応マニュアルを作成し丁寧に対応している。それらの意見や要望は口頭で伝えられ、苦情ではないので記録に残されることはない。苦情解決マニュアルと苦情以外の意見・要望等に対応する手順書も個別に策定してより適切な対応を行い、どの様に保育の改善に反映したか記録に残すことが望まれる。